

●香川県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 長尾丸亀線（46号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市垂水町字中村978番1 地先から 丸亀市垂水町字行時985番1 地先まで	10.5~11.2	138	平成30年香川県告示第21号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和3年3月30日